

市への申告・提出書類について

【問合先】税務課 ☎24 - 1 1 1 1

※内線番号は各項目の問合先をご確認ください。

■給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者は、原則、パート・アルバイトも含むすべての従業員について、平成27年中に支払った給与の給与支払報告書を平成28年1月1日現在居住している市区町村に提出しなければなりません。

例年、締切直前は窓口が大変込み合います。なるべく早めの提出をお願いします。また、e L T A X

(エルタックス)での提出も可能ですので、ご利用ください。

※普通徴収切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収です。

【提出期限】2月1日(月)まで

【提出先】税務課市民税係または各支所税務係

【問合先】市民税係 ☎内線 2 5 3 5

■ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告の不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税に対する控除を受けられる特例が創設されました。

【特例制度の適用を受ける要件】

- ①もともと確定申告をする必要がない給与所得者などであること
- ②ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出していること
- ③ふるさと納税先の自治体が5団体以内であること
- ④平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税であること

【ご注意ください】

特例制度の適用を受けずに、確定申告を行う場合には、領収書または寄附金受領証明書が必要です。なお、確定申告が不要な人は、市役所で住民税申告が必要となる場合があります。

制度について詳しくは、総務省ホームページ(ふるさと納税ポータルサイト)・市ホームページ、または、総務省より発行されているパンフレットなどをご確認ください。

【問合先】市民税係 ☎内線 2 5 1 5

■平成28年度 償却資産(固定資産)申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

このうち償却資産については、所有者が1月1日現在の資産内容(名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など)について、毎年1月31日(今回は日曜日のため翌週月曜日)までに申告することになっています。

【申告期限】2月1日(月)

【償却資産とは】

工場・商店・養殖業などを営んでいる事業主が、その事業のために使用する構築物・機械工具・船舶・器具備品などの有形固定資産をいいます。

【申告義務者とは】

1月1日現在、市内において事業用の償却資産を所有している個人または法人の事業主です。該当する資産を所有されている事業主の人は、必ず申告してください。

また、1月1日よりマイナンバー制度が開始されました。個人事業主は、申告用紙の提出の際に、個人番号の確認と本人確認が必要です。通知カードと運転免許証などをご用意ください。

なお、申告用紙はすでに送付しています。届いていない場合は、お問い合わせください。

【問合先】家屋係償却資産担当 ☎内線 2 5 3 3・2 5 3 4

■トラクター・田植え機などの軽自動車税申告

トラクター・乗用装置のある田植え機などは軽自動車税が課税されます。所有している人は、公道を走らない場合でも、申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

また、車両の処分や所有者の変更をした場合は、廃車・名義変更の手続きが必要です。そのままにしていると課税対象になります。忘れずに手続きをしてください。

【問合先】諸税係 ☎内線 2 5 2 8

<ご注意ください！>

税務職員を装ったものからのマイナンバー制度に関する不審な電話や振り込め詐欺などにご注意ください。不審に思ったときはご相談ください。

【問合先】

税務課または各支所税務係

宇和島市消費生活センター ☎20 - 1 0 7 5 へ

軽自動車税 税率変更について

【問合先】 税務課諸税係

☎24-1111 内線2528

■ 4 輪以上（乗用・貨物）・3 輪（軽3 輪）の税率

平成26年度・27年度の税制改正により、次の表のとおり、課税標準が変更となります。平成27年度の課税標準を参考に、平成28年度の課税標準率をご確認ください。

なお、重課税率の適用については、「重課税率適用のテストケース」を参照ください。

軽課税率の適用については、ア・イ・ウにあてはまる軽自動車で平成28年度分に限りです。

詳しくは、お問い合わせください。

区分			標準税率 (単位：円)		重課税率 (単位：円)	軽課税率（単位：円） ※H27年4月1日～H28年3月31日の間に新車登録した次の軽自動車		
			H27年度 (※1)	H28年度 (※2)	新車新規登録から 13年を経過した3 輪以上の軽自動車	ア、電気自動車等	イ、H32年度 燃費基準+20%達成車 (※3)	ウ、H32年度 燃費基準達成車 (※4)
4 輪 以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
3 輪	軽3 輪		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000

(※1) H27年3月31日以前の新車新規登録分 (※2) H27年4月1日以降の新車新規登録分

(※3) 区分「貨物」車両は、H27年度燃費基準(+35%)達成車 (※4) 区分「貨物」車両は、H27年度燃費基準(+15%)達成車

■ 3 輪（ミニカー）、2 輪（原付・小型）、小型特殊 （トラクター・田植え機など）の税率

3 輪（ミニカー）、2 輪（原付・小型）、小型特殊は重課税率、軽課税率の適用はありません。右表の平成27年度の課税標準を参考に、平成28年度の課税標準率をご確認ください。

区分		標準税率（単位：円）	
		H27年度	H28年度
3 輪	ミニカー	2,500	3,700
2 輪 原付	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超90cc以下	1,200	2,000
	90cc超125cc以下	1,600	2,400
	125cc超250cc以下	2,400	3,600
小型2 輪（250cc超）		4,000	6,000
小型 特殊	農耕作業用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900

■ 重課税率適用のテストケース

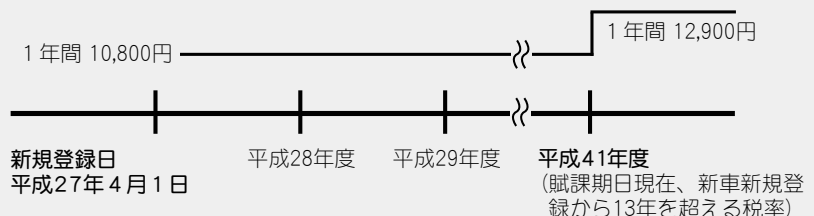
▷ケース1：平成14年10月1日新車新規登録の車両を購入した場合

平成27年度…7,200円
平成28年度…12,900円
(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)



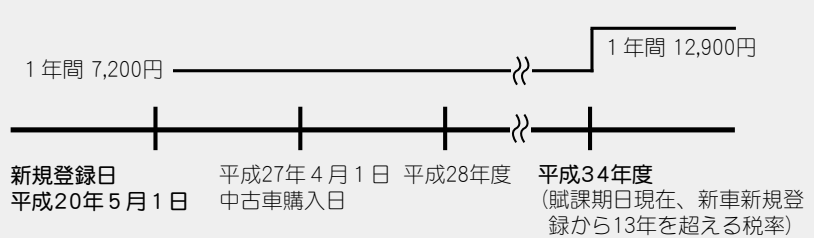
▷ケース2：平成27年4月1日に新車新規登録の車両を購入した場合

平成27年度…10,800円
平成41年度…12,900円
(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)



▷ケース3：平成27年4月1日に中古車（平成20年5月1日に新車新規登録）に買い換えた場合

平成27年度…7,200円
平成34年度…12,900円
(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)



租税についての正しい知識や理解を深めるために、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、宇和島税務署長賞を受賞した土居 爽馬 さん（宇和島南中等教育学校3年）および宇和島市長賞を受賞した出淵 愛実 さん（宇和島南中等教育学校3年）、宇和島地区租税教育推進協議会長賞を受賞した児玉 美優 さん（吉田中学校3年）の作文を掲載します。1月号に土居さん、2月号に出淵さん、3月号に児玉さんの作文を掲載します。

日本と海外の税金の違いとは

宇和島南中等教育学校3年 土居 爽馬

私たちのくらしは、様々な種類の税金と関わりがあります。中でも普段から密接に関わりがある消費税について興味が沸いたので、その仕組みについて調べてみることにしました。

まずは、消費税の使い道がおおまかなことしか分からなかったのを、他の国々と比較してみました。他の国々と消費税率を比較した表を見ると意外にも日本の消費税率は低いことが分かりました。スウェーデンやデンマークなどは25%ととても高く驚きました。しかし、消費税率だけをみると、落とし穴があったのです。それは、他の消費税率が高い国々は、食料品などの生活必需品と贅沢品などの他の商品との税率を分けて設定されているのです。そうすることで、消費税率の高さが国民の負担にならないように配慮されているのです。そして、この税率を分けている国の方が世界的にはるかに多いのです。しかし、日本では一律同等に税率を定めているので、これから消費税が徐々に上がっていくとすべての品物が高くなるから国民は不満を持っているのだと思いました。

そして、消費税率が高い国々は所得税も高く国民の負担も大きいと感じられます。しかし、その分生

活の様々な面で国から保障を受けているのです。例えば、医療費や教育費、出産にかかるお金が無料など、税金が高くてその分、自分に利点があるので、国民は安心して暮らしていけているのだと思います。そして、その国々の考え方は、「みんなのお金でみんなが幸せに暮らす」「みんなで協力して社会を作る」などの「共生」の精神が浸透しているのだと思います。その精神を持っているからこそ、国を信頼して高負担をうけているのだと思います。

日本はこれから、そのような国々と同じようなことをするのは不可能かもしれませんが、他の国々を見習って、日本の良い所を伸ばしていけば、国民の不満の声も消えていくのではないかと思います。日本はこれから消費税が上がっていくことは変えられないことだと思います。しかし、その税金が自分達の生活のどの場面でどのように使われているのか、他の国々のようにはっきりとした使い道を国民に伝えるべきだと思います。他にもまだまだ税金についてさまざまなたくさんの問題があると思います。しかし、それらを一個一個解決していけば、日本もきっと良い国になっていくと思います。これからの税に対する取り組みが大切だと思います。

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511
(自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください)

■無料申告相談会

まもなく所得税および復興特別所得税の確定申告の時期です。四国税理士会宇和島支部・宇和島税務署・市税務課による相談会を開催します。ご利用ください。

【と き】2月8日(月)・9日(火)

(両日とも) 午前9時～正午、午後1時～4時

【ところ】市役所 地下会議室

【対 象】譲渡所得がない人で、給与所得者、または年金受給者

【必要書類】▷確定申告書（税務署から送付された人）

▷「確定申告のお知らせ」などの通知書（送付された人）
▷所得の計算に必要な書類（給与所得および公的年金などの源泉徴収票・各種控除の証明書・医療費の領収書〔事前に集計しておいてください〕など）▷本人の口座番号のわかるもの（還付される場合のみ）▷前年分の申告書の控え（持っている人）▷利用者識別番号通知書などの保管用封筒（電子申告を利用したことのある人）▷印かん

■年金所得者の確定申告不要制度について

次の①に該当し、かつ②に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。※住民税の申告は必要です。

①公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で

あり、その公的年金などの全部が源泉徴収の対象
②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下
※還付を受ける人は確定申告が必要です。

■インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。

所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者または公的年金所得者へ向けて、初めてでも操作しやすい作成画面を新設しましたので、ぜひご利用ください。